

## 大館市建設工事入札参加資格審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大館市入札参加資格に関する要綱（平成19年4月1日。以下「資格要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条の建設工事をいう。以下同じ。）に係る資格審査（以下単に「資格審査」という。）の基準について必要な事項を定めるものとする。

(資格審査の基準日)

第2条 資格審査の基準日は、経営事項審査（建設業法第27条の23第2項の経営事項審査をいう。以下同じ。）の審査基準日とする。

(資格審査)

第3条 建設工事に係る資格審査については、資格要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない者を対象として、以下のとおり行う。

- (1) 登録項目（建設業法別表上欄（左欄）に掲げる建設工事の種類を指す。以下同じ。）ごとの建設業法第27条の29第1項の総合評定値に、発注者別評定値（市発注工事工種別成績評定点、地域貢献活動の状況、社会的要請への対応の状況等）を加点した総合点（希望しない者には加点しない）をもって登録項目ごとに付与する。ただし、地域条件を市外（県内・県外）で登録する者は、総合評定値のみをもって等級格付けを行う。
- (2) 市内に主たる営業所を有する者は、前号により付与された総合点及び指定する資格を有する技術者の保有人数等に応じて、次条第1項により決定される登録項目について等級格付けを行う。
- (3) 経営事項審査を受けていない者及び総合評定値の通知を受けていない者については、入札参加資格を認めない。
- (4) 総合評定値又は施工実績（経営事項審査における施工実績をいう。）が資格要綱第4条の定期審査ごとに同要綱第12条の大館市資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）が決定する基準に達していない者については、当該登録項目について入札参加資格を認めない。
- (5) 入札参加資格の認定は、資格審査委員会が決定する。

(等級格付)

第4条 等級格付けを行う登録項目及び等級格付けに関する基準（以下「等級格付基準」という。）は、資格要綱第4条の定期審査ごとに資格審査委員会が決定する。

2 等級格付基準は、建設工事の種類ごとの総合点による業者の分布状況等を勘案して、これを決定する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年11月1日から施行する。